受注業者(元請)が発注機関へ提示する様式一覧表

	様　式　名	契約時提出	工事完成時 提　出	工事完成後 1年間保存
共通	建設業退職金共済制度掛金充当実総括表 (様式第031号)		○	○
	建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(建退共事務受託様式第6号)	○		
	被共済者就労状況報告書(月別報告様式) (建退共事務受託様式第4号)		○	○
	被共済者就労状況報告書(日別報告様式) (建退共事務受託様式第5号)		○	○
証紙貼付方式	掛金収納書提出用台紙(様式第033号)	○		
	※ 工事別共済証紙受払簿(様式第032号)		○	○
	※ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (建退共事務受託様式第2号)		○	○
	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書 (建退共事務受託様式第3号)		○	○
電子申請方式	掛金収納書	○		
	掛金口座振替申込受付書 (口座振替申し込みを行った時のみ)	○		
	掛金充当書(工事別)		○	○

▣ 被共済者就労状況報告書(日別報告様式)(建退共事務受託様式第5号)は、発注機関へ提出不要の場合もあります。(第4号の月別報告様式のみで対応される場合があります。)

▣ ※印の様式は、加入･履行証明の審査の際に建退共でも提示を求める場合があります。

元請で公共工事を請け負った場合は・・・

建退共の掛金は、公共工事の工事代金に積算されており、元請で公共工事を請け負った場合は、その工事に従事する、**元請から末端の下請まで含めて**建退共加入労働者がいるかを確認し、**加入労働者がいればその対象労働者の就労日数分の証紙または退職金ポイントを購入し、交付（充当）する**ようになっています。

❑ 元請は工事ごとに、「証紙貼付方式」と「電子申請方式」のいずれかの方式を選択します。

1）労働者の把握

元請は、下請から事務受託様式第 6 号「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」の提出を求め、下請が雇用する被共済者数を的確に把握してください。

★様式（及び記入例）は建退共 HP からダウンロードできます。

事務受託様式６号「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」

2）公共工事を元請で受注した時の共済証紙及び退職金ポイントの購入について

◆ 工事終了までの全体の就労日数が予測できる場合は、その分を購入してください。
◆ 契約の時点で延べ就労日数が予測できない場合は、**発注機関の示す目安の率により、まず目安分**を購入してください。

その後、下請事業所へ就労分に応じて共済証紙または退職金ポイントの交付（充当）をしますが、最初に目安で購入した証紙または退職金ポイントで不足した場合は、随時追加購入して交付（充当）してください。

計算例

総工事費 7，800千円の土木の舗装工事（目安の率：2．9／1000）
労働者の建退共加入率が80％の場合

7,800,000 円 × 2.9／1000 × 80(%)／70(%) ÷ 320 円 ＝ 80.78（日分）
≒ 81（日分）

※この場合は、最低でも 81 日分（25,110 円）を目安の分として購入します。

「共済証紙購入の考え方」の表（参考）

工事種別 / 総工事費	土木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 / 総工事費	建　築		設　備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

（注１）総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額（発注機関が施行者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額）の合計額を言う。
（注２）総工事費 100 万以下の購入率が示されていませんが、100 万以下については、対象労働者の延べ就労日数が把握できるものとして省かれております。
もし、把握できない場合には、100 万円からの購入率を参考にしてください。
（注３）この購入率は、当機構で定めた率であり工事発注者が独自で率を設けている場合もありますので発注者に確認してください。

「掛金納付の考え方について」における工事種別分類表

建設業退職金共済事業本部

1．土木工事

工事種別	判断の目安(具体的な例)
舗　　装	・道路、駐車場、通路、空き地などを砂利・アスファルト等で整備舗装する土木工事。 ただし、管や電線路埋め戻しによる道路舗装(復旧)工事は除く。
キョウ　リョウ 橋　梁　等	・橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡橋(通路)などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。
ズイ　　ドウ 隧　　道	・トンネル(沈埋工法のものを含む)、地下鉄道、地下通路などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。 なお、地下街は「その他の土木工事」に区分される。
エン　　テイ 堰　　堤	・(発電用や砂防などの）ダム、(防波、防潮、防砂、導流、消波堤等の）堤防、(可動堰等の）堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事（地下水遮断工事、集水井工等の排水工事等)。
シュンセツ・ウメタテ 浚渫・埋立	・海底、川底、ダム底にたまった土砂や砂利等の掘削・撤去工事(該当土砂等の運搬や残土処分なども一括して行う場合もこれに含まれます)。 ・航路、泊地、舟だまり等臨海部の埋立造成(護岸工事)、畑や沼地などの埋立宅地造成、橋梁築造等のための築島、河川等の浚渫、浸食海岸の砂入れなどの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。
その他の土木	上記に属さない土木工事。 (例) ・切土部分の掘削、土取り場、岩等の掘削、構造物基礎の掘削などの土木工事。 ・河川の排水機場、下水処理施設、廃棄物処理場、ゴミ処理場の建設工事。 ・一般の道路、農道、林道、鉄道、軌道の築造などの土木工事。 ・地滑り防止工事、山留工事などの土木工事。 ・公園、緑地、広場、校庭、青空駐車場、霊園、動物園、植物園の造築などの土木工事。 ・空港滑走路、港の整備、築造などの土木工事。 ・河川の整備、改修などの土木工事。 ・農地、草地、開拓地、干拓地、農業用水路、ため池などの農業土木工事。 ・建物や土木構築物の解体工事。 ・土地造成工事。 ・上・下水道における管渠、共同溝、パイプラインなどの管(渠)工事及びこれに附帯する土木工事。 ・路側道路標識設置・ガードレール敷設などの工事。 ・道路清掃・道路白線敷設等の工事。 ・道路等の防水工事・補修工事。 ・防護柵、フェンスなどの敷設工事。

2．建築工事

工事種別	判断の目安(具体的な例)
住宅・同設備工事	・マンション等の住宅や宿舎、寮、寄宿舎、合宿所の宿泊棟(準住宅扱い)などの住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 ・これらの建物に附帯する物置、トイレ、土蔵、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 ・建築で受注のマンション、宿舎等のはつり(外壁はがし)工事。 ・マンション、宿舎などのビル外壁塗装工事。
非住宅・同設備工事	・官庁、校舎、○○センター、再開発ビル、研究所、博物館や美術館、病院、図書館、体育館、競技場、ドームスタジアム、観測所、職業訓練校、保養所や宿泊所、研修所、郵便局などの非住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 これらの建物に附帯する物置、トイレ、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 ・建築で受注の官庁、学校等のはつり(外壁はがし)工事。 ・官庁、学校等のビル外壁塗装工事。

3．設備工事

工事種別	判断の目安(具体的な例)
屋外の電気等	・屋外(地中、架空、水中などの)送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバーケーブル、携帯電話等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備などの工事。 ・信号機設置工事。 ・電線路共同溝(他の区分に属するものを除く)の工事。 ・これらの工事に附帯する土木工事。
機械器具設置	・工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、機械信号施設、遊戯設備、有線・無線電話機械据付、無線電信機械据付、抗井(石油・天然ガスの掘削)設備、電気信号設備などの機械単独工事、各種プラント。なお、建築物内の電力、冷暖房、空調、消防、昇降等の建築設備工事は「住宅・同設備工事」または「非住宅・同設備工事」に区分する。 ・これらの工事に附帯する土木工事。

3）掛金収納書の提出について

【証紙貼付方式の場合】

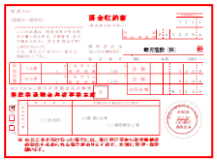

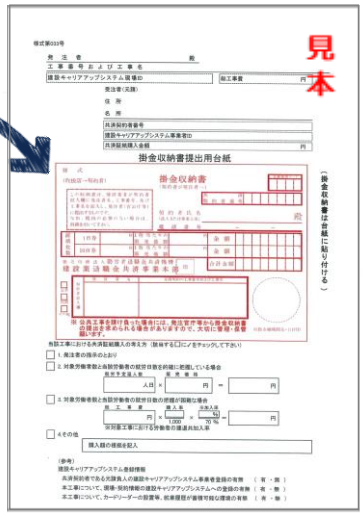

様式第 033 号「掛金収納書提出台紙」

発注者へ提出する際は・・・

様式第 033 号「掛金収納書提出台紙」に、購入する共済証紙の算定根拠を記載し、掛金収納書を貼り付けて、工事契約締結後 1 か月以内に提出てください。

★様式（及び記入例）は建退共 HP からダウンロードできます。

【電子申請方式の場合】

電子申請専用サイトから掛金収納書（電子申請方式）をダウンロードして、工事契約締結後 40 日以内に発注者へ提出してください。

掛金収納書（電子申請方式）

4）下請への証紙の交付及び退職金ポイントの充当について

退職金の掛金は・・・

労働者を雇用している事業主が負担するのが原則ですが、公共工事の場合は元請がその工事に就労する建退共加入労働者の分の共済証紙または退職金ポイントをまとめて購入し、**それぞれの下請の建退共加入労働者（被共済者）の延べの就労日数に応じて、末端の下請まで共済証紙を交付または退職金ポイントを充当**するようになっています。

下請への証紙交付および退職金ポイントの充当は、定期的（月 1 回）に行ってください。

5）就労状況の報告について

元請は、下請から各月ごとに被共済者に係る就労実績報告をもらってください。

【報告に使用する様式】

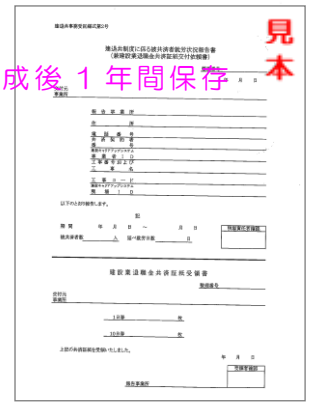

事務受託様式第２号「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」

事務受託様式第４号「被共済者就労状況報告書（月別報告様式）」

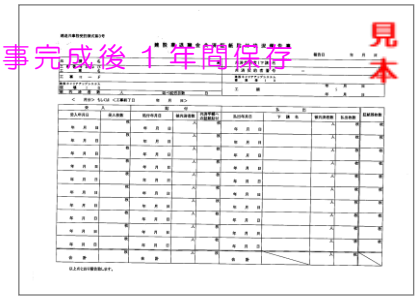

事務受託様式第３号「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」

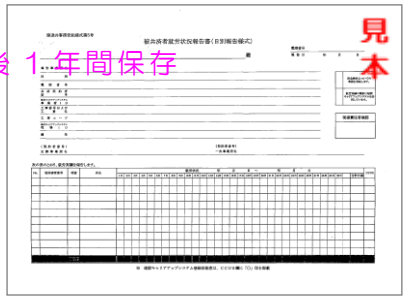

事務受託様式第５号「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）」

★様式(及び記入例)は、建退共 HP からダウンロードできます。
（就労状況報告書作成ツールでも作成できます。）

6）公共工事（元請の場合）現場での共済証紙の管理について

元請事業主は、通常の証紙の管理とは別に、**公共工事の現場ごとの証紙の管理も必要**になります。現場ごとの**「工事別共済証紙受払簿（様式第032号)」**を作成し、管理してください。

★様式(及び記入例)は、建退共 HP からダウンロードできます。

7）工事完成時の取り扱い

元請は、工事完成時において、労働者延べ就労日数、建退共の掛金充当日数等を示す**「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）」**を作成し、発注者へ提示してください。

工事完成後 1 年間保存

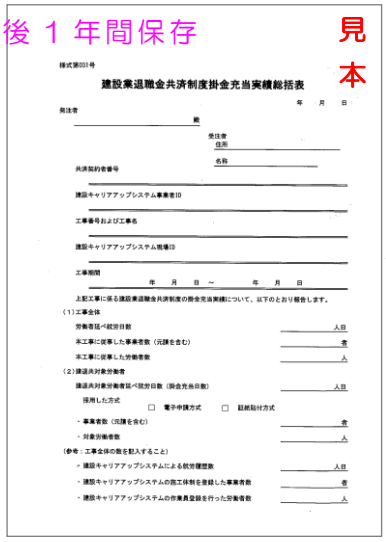

様式第 031 号「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」

その他に次の様式の提示を求められる場合があります。

〈証紙貼付方式・電子申請方式共通〉

◉事務受託様式第４号
「被共済者就労状況報告書（月別報告様式）」

◉事務受託様式第５号
「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）」

〈証紙貼付方式の場合〉

◉様式第 32 号「工事別共済証紙受払簿」

◉事務受託様式第２号
「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」

◉事務受託様式第３号
「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」

〈電子申請方式の場合〉

掛金充当書（工事別）

電子申請専用サイトで作成される様式です。電磁的記録により工事完成後 1 年間保存してください。

掛金充当書（工事別）

8）現場標識（シール）について

現場の出入り口等の見易い場所に現場標識シールを掲示下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、工事してください。

建退共長崎県支部または（一社）長崎県建設業協会各支部の窓口で受け取れます。

窓口には「共済契約者証」（コピー可）を持参してください。

現場標識（シール）：見本（A3 版）

↑　A4 版もあります。

電子申請適用現場用

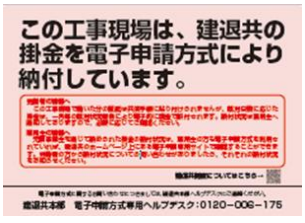

CCUS 適用民間工事用